

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月28日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第12-90号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（規則第12-3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

| 改 正 後 | | | 改 正 前 | | |
|-----------------|----------------------|--|-----------------|----------------------|---|
| 別表 | | | 別表 | | |
| | 機 関 | 職 | | 機 関 | 職 |
| 本庁 | (略) | | 本庁 | (略) | |
| | 知事部局 | (略) (知事政策局行政改革・ 評価室関係) 政策企画員 (略) | | 知事部局 | (略) (知事政策局行政改革推 進室関係) 政策企画員 (略) |
| | (略) | | | (略) | |
| 本庁以 外の機 関 | (略) | | 本庁以 外の機 関 | (略) | |
| | コロニーに いがた白岩 の里 | 所長 次長 管理部長 総務課長 | | コロニーに いがた白岩 の里 | 所長 次長 管理部長 総務課長 |
| | (略) | | | 新星学園 | 園長 次長 |
| 備考 | (略) | | 備考 | (略) | |

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。